



こんにちは日本共産党です 八千代市議団ニュース

堀口 明子 ☎047-767-5030 植田 進 ☎047-487-9754
伊原 忠 ☎047-488-7207 飯川英樹 ☎080-1239-8132

ホームページへ▶

市議団ホームページ <https://jcp-yachiyo.jp/>

共産党控室メール kyousan@city.yachiyo.chiba.jp



第554号

2022年6月13日

発行

日本共産党

八千代市議会議員団

八千代市大和田新田

312-5

何故インボイス制度が導入されるのか

インボイス制度とは、「適格請求書」を意味し、売り手が買い手に対し適用税率や消費税額などを正確に伝えるために作成される請求書、納品書、領収書などの書類を示すものです。

インボイス制度は、消費税を取りこぼさないため税率変更を伴わずに納税者をひろげ、免税のほずの小規模事業者やフリーランスに増税をおしつけようとするものです。

さらに言えば、今後消費税増税の地ならしとして実質的に免税事業者をなくすことがインボイス制度導入の狙いであることは明らかです。

インボイス導入による影響について、財務省は161万の免税事業者が新たに課税事業者になり、消費税率を引き上げなくても2480億円の増収になると試算しています。

八千代市役所も適格請求書発行事業者として登録

庁舎等のテナント料や施設使用料などについては、地方公共団体が売り手となる消費税課税取引となるので、そのような取引においては、地方公共団体である八千代市はインボイスを交付する必要がある、税務署に適格請求書発行事業者の登録申請を行う必要があります。

深刻な影響を受けるシルバー人材センター

シルバー人材センターは、会員は請負・委任契約に基づいて仕事をするようになるため雇用関係はなく、労働関係の法律等は適用されません。

しかし同時に、「民業圧迫」を避けるため、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」において、原則として最低賃金を下回らないように示されています。

シルバー人材センターの会員は今まで通り消費税の納税義務はありません。一方インボイス導入後は、会員が課税業者となり、かつシルバー人材センターからインボイスの提出を求めないかぎり、会員が免除となる消費税部分をシルバー人材センターが課税仕入れ等に係る消費税として控除できなくなり、シルバー人材センターに納税義務が生じることとなります。

インボイスは中止すべき

この間、シルバー人材センター関連の意見書は、全国で97件の意見書が提出され、日本商工会議所、日本出版社協議会、全国青色申告会総連合、中小企業家同友会全国協議会、日本税理士連合会などなど、次々と中止・延期を求めています。

「中小小規模事業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難であり、このままではインボイス導入を契機とした中小小規模事業者の廃業が増加する」(滋賀県東近江市市民クラブの意見書)

日本共産党は、インボイスの中止を求め、全力で頑張ります。

